

緑地等管理業務仕様書

1 管理方針

当院は、「緑を介し地域と緩やかに繋がる病院」を基本コンセプトとし、芝生庭園、植栽、散策路、公園等を緑の環境、地域との繋がり場として整備している。この基本コンセプトにふさわしい緑の環境を維持していくため、本業務を行う。

2 業務内容

(1) 委託場所

福島県立ふくしま医療センターこころの杜

福島県西白河郡矢吹町滝八幡 100

(2) 委託エリア及び面積

別紙図面のとおり。 芝生 1,614 m² 除草等 41,540 m²、低木刈込 38 m²、
つる取り 177m

3 維持・管理作業及び対象面積等

別紙の各作業区分に伴い、次の作業等を実施する。

(1) 芝刈り・除草 搬出处分あり 1,614 m²

ア 芝生の苅込み（7・9月年2回）

芝生の育成等の状況及び利用目的を考慮し、適切な時期に行う。

イ 芝生除草（適時）

人力除草及び薬剤除草により実施すること。薬剤除草は、雑草の状況を調査し、使用薬剤を決定するとともに、可能な限りその使用料を減らすよう努める。

ウ 目土かけ（1回／年程度）

芝生の状況を見ながら、適切な時期に必要な場所に行う。

目土の砂は、品質を確認し、適当な砂を使用する。

エ 芝生施肥

施肥の時期は、芝生の状況を見ながら、適切な時期に行う。

オ その他

芝生の状況に応じてエアレーション等を実施する。

(2) 除草（刈払い機）・集草（年2回） 搬出处分あり 31,930 m²

それぞれの場所の環境、植生等に応じ、除草に適切な時期に、刈払い機等による除草を実施する。

ア 住民広場（更正寮跡地1）

住民広場として利用できる環境を維持できるよう除草を実施する。

イ グラウンド

グラウンドとして機能を維持できるよう除草を実施する。

ウ その他

病院の緑の景観としての機能を維持できるよう除草を実施する。

- (3) 除草（ハンドガイド式）（年2回） 運搬処分なし 9,232 m²
（更正寮跡地2）

周辺に住宅地が隣接する場所であることから、周辺住民からの環境面に配慮した作業を行い、除草後の環境にも配慮する。

- (4) 手取り除草（年2回） 運搬処分あり 378 m²

管理棟西側の南側の法面、病院管理棟前の植え込み、来院者駐車場周辺の植え込み地を手取りによる除草を行う。

- (5) 低木刈込（年1回） 搬出処分あり 38 m²

管理棟西側の北側の法面に植栽されているコトネアスターの刈込みを行う。

- (6) フェンスつる取り（年1回） 搬出処分あり 177m

病院の敷地を囲むフェンスからつる類を除去する。

4 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

5 業務報告

乙は3に規定する各作業を終了したときは、緑地等管理業務完了報告書を提出し、甲の確認を受けるものとする。

6 委託料に含まれる費用

- (1) 業務に必要な人件費
(2) 業務に必要な車両費（運転経費、燃料費、損料等）
(3) 諸経費（業務に必要な機械・器具・消耗品・処分量等その他の経費）

7 その他

- (1) 除草作業等については、繁茂状況を見ながら適切な時期に行うこと。
(2) この仕様書にない事項であっても、関係法令に規定されているものは、その規程に従って実施すること。
(3) 業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、受注者がその損害を賠償する。
(4) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、別途協議を行い決定する。
(5) 契約に係る一切の費用は受注者の負担とする。
(6) 業務にあたっては、施設利用者の安全の確保を十分に留意のうえ実施する。